平成２１年（フ）第１８８７号
名古屋市港区幸町３丁目18番地
破産者　石川　二己
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３６号
名古屋市中区丸の内２丁目12番19号、住民票上の住所愛知県半田市亀崎町８丁目４番地
破産者　牧　美保子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８１号
名古屋市南区豊４丁目３番15号　ニュー堀田サンハイツ302号、住民票上の住所名古屋市緑区大高町字己新田14番地の１
破産者　渡邉　歳朗
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６３２４号
大阪府豊中市上野西３丁目18番73号
破産者　インテリアニシカワこと　西川　和男
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７３２４号
大阪府八尾市南木の本２丁目13番地の63
破産者　亀山　雅之
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５号
大阪市住吉区南住吉１－２－21、住民票上の住所大阪市東住吉区田辺６丁目６番２号
破産者　渋川　勝紀
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６４号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番13号　グレースフルトキワ406号
破産者　林　　勝義
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６５号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番13号　グレースフルトキワ406号
破産者　韓国料理勝利こと　李　　恭珠
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２２３号
大阪府松原市天美南４丁目８番20号、開始決定時の住所大阪府松原市三宅西２丁目18番32号
破産者　笠井　　進
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５３号
大阪府守口市佐太東町１丁目40番３―903号、前住所大阪府門真市大字下馬伏121番地の１
破産者　田路　直行
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１０号
大阪市天王寺区大道３丁目７番１号
破産者　楠　　幸三
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０７号
大阪府吹田市寿町２丁目32番１号
破産者　中﨑　正文
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９１号
大阪府柏原市今町２丁目６番23号
破産者　若松　孝信
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９７号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目20番14号
破産者　竹田　温子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１２号
大阪府豊中市島江町１丁目３番12―508号
破産者　畑　　芳子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５０号
大阪市東住吉区山坂５丁目７番１号
破産者　延原　建史
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３８号
大阪府藤井寺市春日丘２丁目16番21号　ネオシティ春日丘301号室、前住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番30号　サングレース藤井寺412号室
破産者　常包　一紀
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
堺市西区草部1072番地１棟101号、開始決定時の居所堺市西区津久野町１丁６番35―504号
破産者　岡部　康治
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１５号
大阪府高石市千代田３丁目４－７―301号
破産者　Ｔ―ＯＮＥこと　栃木　一政
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係